

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 基本情報

- (1) 国名：ケニア共和国（ケニア）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年1月10日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

ケニア政府は、同国の長期国家開発計画である「Vision2030」において、2030年までの中所得国入りを目指している。また、当目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。また、「Vision2030」やその中期計画を示した「第三次中期計画（2018-2022）」においても、「公共サービス改革」や「公共セクターの能力強化」が重視されている。本事業は、我が国の知見を基にケニア行政官の人材育成を行い、同国においてニーズの高い開発課題における政策運営能力の向上に資するものである。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ケニア共和国国別開発協力量針（2020年9月）では、「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」を基本方針とし、①経済インフラ整備、②産業開発、③農業開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境、⑥地域の安定化を重点分野として定めている。また対ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018年3月）においても、①経済インフラ整備、②産業開発、③農業・農村開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境を重点分野として分析している。本事業では、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築のため、援助重点分野として「中央政府及び地方政府に

係る行政能力の向上」「経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上」「法律策定・運用に係る能力向上」「都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上」を設定しており、我が国及び JICA の協力量針・分析との整合性が認められる。

なお、同国はウガンダ共和国等の内陸国への玄関口の役割を担い、ナイジェリア、南アフリカに次いでサブサハラアフリカ域内第 3 位の名目 GDP (IMF, 2022) を誇る東アフリカ地域の経済の中心地であり、自由で開かれたインド太平洋の実現において、地理的・経済的に重要である。また同国への本邦企業進出数は 103 社と、アフリカ地域において第 2 位 (外務省「海外進出日系企業拠点数調査 (2021 年調査結果)」) であり、同国の開発進展は日本企業にも裨益する。更に我が国の同国への協力量針はアフリカ域内最大である他、首都ナイロビでの第 6 回アフリカ開発会議開催等、我が国の対アフリカ支援における重点国である。

本事業は、同国の開発課題における政策運営能力強化に資するものであり、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致している。また各省庁に帰国留学生がいることで、JICA 事業の円滑な実施に貢献している等、二国間の友好関係強化にも資するものであり、かつ持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。) のゴール 4 (包括的かつ公平で質の高い教育) に貢献するものであるため、本事業を実施する意義は高い。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似奨学金事業を実施する主な他国政府として韓国、英国、中国等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

ケニアの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位 (修士・博士) を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 13 名 (修士課程 12 名、博士課程 1 名) の留学生が、本邦大学院において、ケニアにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援す

るもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期¹分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第3年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等13名（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）

（2）総事業費

253百万円（概算協力額（日本側）：253百万円、ケニア国側：なし）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2023年7月～2028年3月を予定（計57カ月）。

（4）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ケニアにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ケニア政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：公共サービス・ジェンダー省、財務省、在ケニア日本大使館、JICAケニア事務所

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

JICAはアフリカ地域で「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」（以下、「ABE」という。）を実施中。ABEは産業振興を通じた開発課題の解決に資する人材の育成、及び日本企業によるビジネスを促進する人材の育成を目的に、行政官のみならず民間人材も重点的に受け入れている。本事業は、行政官を対象に、分野横断的に行政官として必要な能力の強化を目的とすることで、ABEや他の研修事業との相互補完、相乗効果発現を狙う。また、「JICA開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2）他援助機関等の援助活動

同国において類似奨学金事業を実施する主な他国政府として中国、英国、韓国等が挙げられる。

（6）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイド

¹ 入学年度ごとに計画を分け、2020年度募集2021年度入学者分の計画を第1期とし、以後第4期まで毎年継続的に同一事業内容、同一大学への受入を実施する。

ライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(人)	修士	0	12
	博士	0	1
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、行政官等の育成の推進を通じて政策運営能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 4「包括的かつ公平で質の高い教育」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上